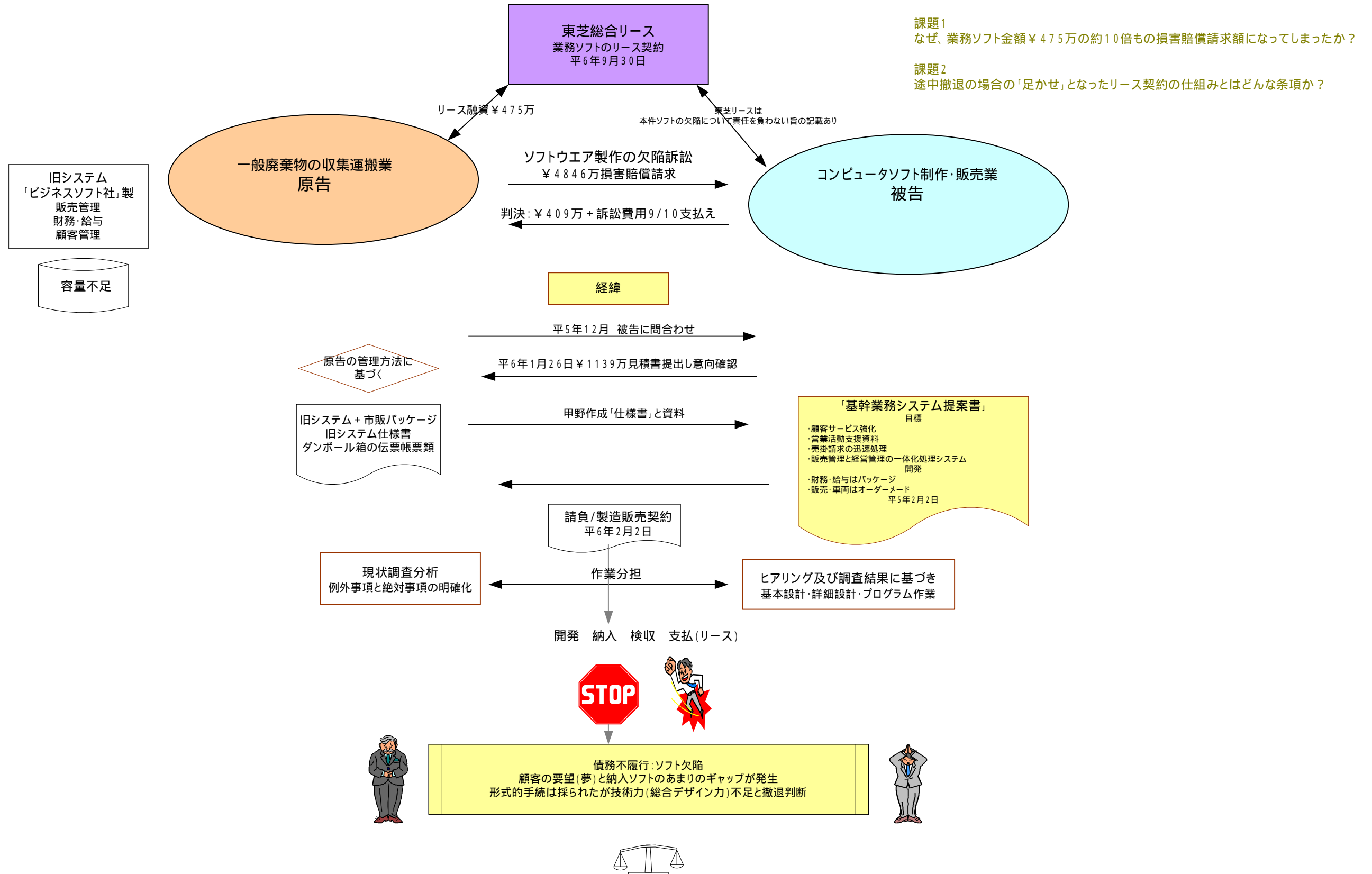


3-1 納入ソフトの欠陥で、ユーザーの視点と提供者の視点が「あからさま」になった例 ……広島地平11・10・27 平8(ワ)805号



3-2 ソフトウェア製作の欠陥をどう判断するか？その視点は……

(注：契約内容と損害額算定については省略。また主張や反論、理由記述文章は主意を反しない範囲で略記してある。)

原告の主張(一部を抜粋)

1: 設計不備

原告の業態や業務の流れを調査・分析することなく、旧システムに単に増設し、容量アップをただの販売管理を構築した結果、販売管理システムの構造は、廃棄物、下水、浄化槽、建物、貯水槽の5部門に分かれて独立かつ重複しており、その間の連携や5部門の統括・統合は全くできていない。そのため本件ソフトは、得意先(請求先)別の売上、売掛金の管理や会社全体の売上、売掛の集約・管理が全くできず、期末、月末残高の処理に時間がかかり、データの検索漏れ等が起きるため集計結果に誤算が生じ、しかもデータ量の増加に従い、年々誤差が大きくなるシステムである。また、請求先(得意先)及び顧客先(作業現場)に関する情報についての体系化と関連付けが不適切であるという点で、基本的なファイル構造に欠陥があるため、顧客管理は極めて困難である。

2: 販売管理システム

3: 財務管理システム

(1) 期末処理の時間が異常に長い

月次更新時間には、平成8年11月当時で30時間以上かかっており、平成10年12月当時では約84時間かかっている。これは前記のとおりファイルが5部門に分かれてそれぞれ独立・重複していること、請求先と顧客先関連付けを誤っていること、残高処理が全くできていないことなどファイル構造の不備があり、5年分の明細データを月次処理の度に集約、集計する仕組みになっており、処理時間が長くなっているのである。

原告は、月次処理のみに使われ、新たな販売管理データの入力ができず、月末、月初の販売管理情報が把握できない。

(2) LAN構造の不備

本システムは、4台のコンピュータで、クライアントサーバーのLANを構成しているが、クライアント間で同時に入力できないため、担当者が分担して入力作業を行うことができず、それぞれのコンピュータが異なる給与ソフト、販売管理ソフト、財務管理ソフトを使えるにすぎない。

4台のコンピュータに2台のプリンターが接続されているが、プリンターにはLANが組込まれておらず、単に接続されたマシンのみで使えるにすぎない。LANのメリットである周辺機器の共有機能が欠けている。

本件ソフトは、データのやりとりをFDによって行う方式になっており、これではLANの基本的な機能であるファイルの共有機能を全く有していない。

(3) 得意先元帳の不存在・得意先別集計・一覧機能の欠如

本ソフトは、5部門に分かれており、売掛残高一覧表も部門別であり、現金取引についてはそれに関する帳票は全くなく、部門別の売掛金残高を得意先別に再集計して、全体の得意先別の売掛金残高を集約、一覧表示する機能はない。そのため本件ソフトが打ち出したデータを手作業で算出した集計結果と突合する作業をする必要があり、労力を膨大に費やすことになっている。

(4) コード表の欠陥

(5) 口座振替一覧表の欠陥

(6) 計算結果の誤り

作業日報を手計算で集計した結果と、本件ソフトの請求明細一覧表を突合すると、大幅な誤差があり、特に月次・月初の繰越金額には、平成7年9月当時では¥800万円、10年12月では¥1500万円以上の誤差がある。そのため原告は、原始伝票である作業日報を顧客別に集計し、本件ソフトの数値と突合する作業が必要であったが、膨大なデータの集計と突合・確認作業は極めて困難であり、結局手計算で集計しなおさなければならないであった。これはファイル構造の不備である。

4: 車両管理システム



裁判所の検討アングル

設計不備の申立てについては

契約締結後の原告・被告の打合せ、会議の内容及び残された追加仕様書、承認仕様書、プロトタイプ等また打合せ時に出た追加要望に対する見積書等(証拠物)と「開発進捗確認書」「納入検収確認書」等を時系列で展開し証言に基づき、事実の解明を積み重ねて、設計の不備がどちらに誘引しているかを焙り出しており、設計内容そのものの判断はしていない。

補足：業務規模に際する機械性能やCIF体系/CMF体系がそのパフォーマンス等の妥当性の判断にまで立ち入らない！

販売管理システム

財務管理について

(1) 期末処理の時間が異常に長いことについて

本件ソフトの月次更新時間には、平成8年11月当時で30時間以上かかっており、平成10年12月当時では約84時間かかっている。これは前記のとおりファイルが5部門に分かれてそれぞれ独立・重複していること、請求先と顧客先関連付けを誤っていること、残高処理が全くできていないことなどファイル構造の不備があり、5年分の明細データを月次処理の度に集約、集計する仕組みになっており、処理時間が長くなっているのである。

原告は、月次処理のみに使われ、新たな販売管理データの入力ができず、月末、月初の販売管理情報が把握できない。

この点に関し、証人甲野は、当初の設計では売上入金データを当月分だけ保守することにしていたが、証拠によれば本件ソフトの設計上売上等のデータは当初から5年分保持することが認められるから、これに反する右証言は信用できない。

そして、右認定の本件ソフトの処理能力の低劣さは、財務管理システムとしての機能を著しく欠くものといわねばならず、被告の債務不履行に当たると認める。

(2) LAN機能が著しく劣っていることについて

クライアントサーバーシステムのLANを構成しているところ、甲野と被告は同時入力してはいけないものを取り決め、それぞれの項目が二重に入力されるのを防ぎ、また過去に遡って修正できないようにするため………

よってLANの機能に被告が甲野と取り決めた以上の制約が加わっており、これは被告の設計上の不備によるものと認められ、前記で認定のとおり、原告代表者が要求した、複数のパソコンで作業ができるとの機能を欠くものといわざるを得ず、被告の債務不履行に当たると認められる。

(3) 得意先元帳の不存在・得意先別集計・一覧機能の欠如について

認定事実の通り、被告は得意先元帳や売上月報等の作成機能を付加することを何度か提案したところ、その都度甲野から不要であると回答があったため、作成しないこととなったのであり、原告が右機能を本件システムに加えるよう要求していたことは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

(4) コード表の欠陥

(5) 口座振替一覧表の欠陥

(6) 計算結果の誤りについて

証拠及び全示の認定によれば、手書元帳の集計結果と本件ソフトの請求明細一覧表を照合すると大幅な誤差があり、特に月次・月初の繰越金額には、平成7年9月当時では¥800万円、10年12月では¥1500万円以上の誤差があり、誤差は年々増大していること、本件ソフトは作業種別毎にそれぞれの顧客別に月々の売掛金残高や売上などを管理する仕様となっており、売掛残高一覧表は部門別であって、作業日報と突合できず、科目残高に繰越データ(売上高)を個別に登録することとなり、それぞれの部門別の作業明細マスクを事前に登録し、過去データの修正や削除ができない仕様となっていることが認められる。

右認定の仕様の不備は、売掛請求の迅速な請求書の発行と請求及び記帳の合理化の経営内容に反し、被告の債務不履行に当たるといえる。

車両管理システム

裁判所の判断は証拠・証言に基づき
1件ずつ分解して判断を加えてゆく